

# 西桂町水質検査計画書

令和4年度

西桂町



水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを証明するために欠かすことのできないものであり、水質管理の中核をなすものです。

このたび、本町では町民の皆様安心して水道をお使いいただけるよう、水質検査の内容や検査体制を定めた「水質検査計画」を策定しました。

## 1 基本方針

### (1) 検査地点

水質検査は、水道水質基準が適用される給水栓（町内を代表する蛇口）に加え、各取水地点（原水）でも行います。

### (2) 検査項目

水質検査は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目に加え、水質管理目標設定項目など、水質管理上必要と判断した項目についても行います。

### (3) 検査頻度

水質検査は、これまでの検査結果や水源の状況などを考慮し、各地点の項目ごとに検査頻度を定めて行います。

### (4) 検査頻度

水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関への委託により行います。

## 2 水道事業の概要

### (1) 給水状況

令和3年度の本町の給水状況は、次のとおりです。

区 分	内 容（令和3年3月31日現在）
事業の名称	西桂町簡易水道事業
給水区域	中央道以北の地域については標高670m以下、及び、下暮地下河原橋以東は柄杓流川以南とし、中央道以南の地域については、標高640m以下の地域とする
給水人口	4,127人
給水世帯数	1,552世帯
年間給水量	534,617 m <sup>3</sup>
1日平均給水量	2,342 m <sup>3</sup>
1日最大給水量	3,095 m <sup>3</sup>

## (2) 水源の概要

本町では3箇所の水源から1箇所の配水池に水を集めて塩素消毒を行ったのち、町の全域に給水しています。また、配水の過程で1つの調圧層を経由して配水しているため、配水系統は大きく2つに区分されています。

水源名	小沼第3	新高区第1	新高区第2
水源の種別	浅井戸	深井戸	深井戸
水源の所在地	西桂町 小沼 3392-2	富士吉田市 上暮地 4619-3	富士吉田市 上暮地 4616
配水系統名	新高区配水池系統・低区配水池系統		
浄水方法	塩素消毒		
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム		

## 3 水道水源等の概況

### (1) 原水及び浄水の水質状況

本町の水源は、広大な富士北麓で涵養された地下水が、地下水流となり富士北麓圏外に流れ出ている水を水源としており年間を通して、水質・水量ともに安定しております。

過去の水質検査で、水質基準を超過したことはありませんが、地質的な影響として、フッ素、硬度、蒸発残留物などがやや高めになっています。

### (2) 水質管理上の留意点

水源は、深井戸水であるため、浄水場から蛇口までの間で最も留意する項目は残留塩素です。毎日検査（消毒の効果）を行うことにより残留塩素を確認しています。その結果より水質管理を行っていきます。

地質由来の項目については、検出される値の変動を把握し、その値が高くなる場合は、水源の変更を検討していきます。

水源の上流部に他市町村の生活圏が存在するため、水質を厳しく監視する必要があります。

#### 4 定期的な水質検査

定期的な水質検査は、次のとおり実施します。(表1－検査計画表参照)

##### (1) 品質保証のための水質検査(法定検査)

水質基準項目は、基準値以下で給水することが義務付けられている51項目での検査を行います。

###### ア 毎日行う検査

1日に1回、1箇所の給水栓において、色・濁り・消毒の残留効果の3項目の検査を行います。

###### イ 毎月行う検査

1ヶ月に1回、1箇所の給水栓において、水質変化の指標となる9項目について、水質検査を行います。

###### ウ 3ヶ月に1度行う検査

年に4回、1箇所の給水栓において、毎月行う検査に加えて、消毒副生成物等の検査を行います。

##### (2) 品質管理のための水質検査

###### ア 水質基準項目

水質基準項目は、給水栓(蛇口)での検査が義務付けられているものですが、西桂町では、3箇所の塩素消毒前の原水についても消毒複生成物を除いた水質基準項目について、年1回検査を行います。

###### イ 水質管理目標設定項目

水道管理目標設定項目は、法定の検査項目ではありませんが、「山梨県水道水質管理計画」に基づき県内の代表的な水道水源26地点で水質を監視しております。この中の1つに西桂町の浅井戸水源が含まれており、「山梨県の地下水」として水質管理をしています。

##### (3) その他の水質検査

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(厚生労働省)に基づき、汚染のおそれを判断するための指標菌である大腸菌、嫌気性芽胞菌の検査を浅井戸水源で年4回行ないます。

深井戸水源では、水質基準項目の原水検査の結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認し、3年に1度、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検を行ないます。

## 5 臨時の水質検査

### (1) 臨時の水質検査を行う要件

- ・水源の水質が著しく悪化したとき
- ・水源に異常があったとき
- ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ・浄水過程に異常があったとき
- ・配水管の大規模な工事その他水道施設が、著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・その他特に必要があると認められたとき

### (2) 検査を行う項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、及びその他水質基準項目のうち必要な項目

## 6 水質検査の方法

毎日検査は、浄水管理の一環として、町が自ら検査を行います。

それ以外の検査については、高度な設備と検査技術が必要であるため、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行います。

なお、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により行います。

## 7 水質検査計画及び検査結果の公表

### (1) 公表

町民の皆様に、安心して水道をお使いいただけるよう町では水質検査計画と検査結果を公表します。

検査計画は、年度ごとに前年度の3月末までに策定し、役場建設水道課窓口でご覧にいただけます。

検査結果は役場建設水道課窓口及び町のホームページでご覧にいただけます。

### (2) 水質検査計画の見直し等

水質検査結果の評価や、町民の皆様方からのご意見は次年度の水質検査計画に反映させていただきます。

## 8 関係機関との連携

水質汚濁事故や水系感染症の発症などがあつたときは、国・県・近隣水道事業者などの関係機関との情報連絡網を活用し、速やかな情報交換をするとともに、連携した迅速な対応を行います。